

令和4年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

勝山市福祉児童課

I 社会福祉法人指導監査の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)に基づき、平成25年4月1日より社会福祉法に定める社会福祉法人に関する権限の一部が県から市へ移譲されたことに伴い、社会福祉法人の指導監査についても平成25年度より市の所掌事務となった。

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

令和4年度の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、国が示した指導監査ガイドライン及び県が作成した指導監査調書等に基づき、以下の項目を重点項目として実施した。

1. 経営組織のガバナンスの強化
2. 事業運営の透明性の向上
3. 財務規律の強化
4. 資産管理

II 社会福祉法人に係る指導監査結果

1 指導監査の実施状況

勝山市所管社会福祉法人10法人のうち4法人に対して指導監査を実施した。その結果、4法人すべてに対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

○社会福祉法人の指導監査実施状況および結果

指導監査の実施状況		指導監査の文書指摘・口頭指摘状況		
対象数	実施数	文書指摘・口頭指摘有り	左記のうち文書指摘有り	文書指摘・口頭指摘無し
10	4	4	4	0

2 文書指摘・口頭指摘事項の延べ件数

文書指摘事項および口頭指摘事項の内容別件数（延べ件数）は、次のとおりである。

指 摘	組織運営							管 理						合計
	定 款	役 員 構 成 等	評 議 員 ・ 評 議 員 会	理 事 ・ 理 事 会	監 事	そ の 他	計	事 業	人 事 管 理	資 産 管 理	会 計 管 理	そ の 他	計	
文書指摘		1	3	5			9	1	2		6		9	18
口頭指摘			3	4		5	12			1	1	1	3	15
計		1	6	10		5	21	1	2	1	7	1	12	33

※文書指摘：「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求めるもの

・口頭指摘：軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、

「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行うもの

【ただし、口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮

する必要がある。（実施要綱の5の（1））とされており、指導監査に関するQ&Aにおいても、

「所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うこと

を妨げるものではない。」と示されていることから、本市においては、口頭指摘及び助言についても

公文書で通知している。】

3 主な文書指摘・口頭指摘事項

文書指摘及び口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

（1）組織運営

① 定款

該当事項なし

② 役員構成等

・評議員1名、理事2名が欠員となっているので、補充すること。

③ 評議員・評議員会

・令和2年度から令和3年度の2か年、評議員会及び理事会が一度も開催されておらず、決議の省略（みなし決議）のみとなっている。今一度、評議員会、理事会の役割と職責

について十分理解し、それぞれの会議を開催すること。

- ・決議を省略した際に書面による意見聴取を行っているが、書面決議は認められていないため効力を有せず、決議の省略に同意又は異議を述べないことをもって決議されたものとみなされる。会議の手続きについて十分理解し、適切に行うこと。
- ・会議を省略した際に、通知に添付した資料が確認できないため、証跡を残すこと。また、通知の発出について、事務担当者のみで確認しているため、決裁区分を明確にしたうえで稟議するよう努められたい。
- ・評議員会及び理事会の招集通知において、「役員」「理事」「評議員」等が混同して使用されているため、正確を期すこと。
- ・評議員会及び理事会の決議を省略した際、通知や同意書において「書面審議」「書面決議」等の文言を使用しているが、書面による決議は認められていないため、同意の意思の確認、監事の場合異議がないことの確認として書類を作成すること。

④ 理事・理事会

- ・令和3年3月26日開催の理事会通知が令和3年3月22日発出となっている。理事会の日の1週間（中7日）以上前に通知すること。
- ・理事会の議事録がないもの、議事録に署名がないものがみられた。理事会等に関する書類の作成については正確を期すとともに、証跡を残すこと。
- ・理事会の決議を省略した際、通知および同意書が書面決議と混同した内容となっているが、書面による決議は認められていないため、同意の意思の確認、監事の場合異議がないことの確認として書類を作成すること。

⑤ 監事

該当事項なし

⑦ その他

- ・役員等報酬規程において、評議員に報酬を支給することができるような記述に読み取れるが、定款上は支給しないこととなっている。また、第2条において「下記の法人業務を行う場合、費用を弁償することができる。」となっているが、下記の記述がない。正確な役員等報酬規程に改めること。
- ・経理規定第23条において「金銭の収納に関しては、出納職員は、所定の用紙に所定の印を押した領収書を発行するものとする。」とされているが、実際には収納用封筒への押印により収納確認としていた。収納手続としては問題ないため、経理規定を見直すこと。
- ・第三者委員就任承諾書の任期が切れているため、現委員の就任承諾を得ること。
- ・令和3年5月26日開催の理事会において、評議員選任・解任委員の選任が行われ、その後開催される評議員選任・解任委員会の開催通知が5月25日発出となっていた。委員就任の内諾を得ていたとしても、所定の手続きを経て委員会を開催すること。

- ・事前提出書類のうち、現況報告書の記載内容に誤りが散見されたので、書類等の作成に当たっては正確を期すこと。

(2) 管理

① 事業

- ・当法人が行う介護保険事業について、法令遵守の義務の履行を確保するため、福井県に対し業務管理体制に関する届出をすることが義務付けられている。現在提出されている届出は、既に退職したものが法令遵守責任者となっているため、改めて届け出ること。

② 人事管理

- ・雇用契約書について、契約日誤りが3件、契約印もれが1件あった。誤りを修正するとともに、契約書類の作成に当たっては正確を期すこと。

③ 資産管理

- ・固定資産について、現物が確認できないものがあった(00000000007 ワイヤレスマイクセット)。取得日が相当古いものもあり、一度現物があるか確認し、ないものについては台帳を整理すること。なお、経理規定第51条において「会計責任者は、毎回掲年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し・・・」となっている。

④ 会計管理

ア 予算

該当事項なし

イ 規程・体制

該当事項なし

ウ 会計処理

- ・令和2年4月に協同組合中部研修機構へ1口100,000円を出資金として拠出しており、雑費として会計処理している。出資金については資産計上すること。
- ・令和4年3月期の事業活動計算書について、「職員賞与」の中に2月給与が3,818,519円含まれている。科目処理誤りである。「職員給料」と「職員賞与」は適切に区分して会計処理すること。
- ・賞与引当金の算定について、正規職員への支給分のみを対象としている。非正規職員にも支給することが見込まれているのであれば賞与引当金の算定対象とすること。

エ 会計帳簿

- ・月次報告について、毎月実施されているが報告日の記載がないため、経理規程第33条の「翌月15日までに」との規定が順守されているかの確認が出来ない状況となっている。月次報告については、報告日を明記すること。
- ・月次報告について、毎月実施されているが報告日の記載がないため、経理規程第32条の「翌月10日までに」との規定が順守されているかの確認が出来ない状況となっている。月次報告については、報告日を明記すること。
- ・経理規定第30条では、「・・・現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し・・・」とされているが、監査実施日の前日である1月24日について現金残高を確認する「金種残高金種別表」が記入されておらず、残高の照合が実施されていることが確認できなかった。経理規定通り、現金出納終了後毎日残高を照合すること。

オ 決算及び計算関係書類

該当事項なし

⑤ その他

- ・公印取扱規定において公印取扱い者を定めることとされているが、更新されないままとなっているので、現在の人員配置に合った公印取扱い者を定めること。

4 主な助言等

- ・社会福祉事業の経営者は、「自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」(法第78条第1項)とされている。法人が行う福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置の実施について検討していただきたい。
- ・定款、役員等の報酬等の支給基準、計算書類等、現況報告については、原則として法人のホームページに掲載することになっている。これらの内容については所管庁への報告により、「WAMNET」上で公表されているが、法人のホームページで閲覧が容易にできるように配慮することが望ましい。
- ・各種規程の制定からかなりの年数が経過しているため、現状と合っているか今一度確認されたい。
- ・経理規定75条では、例外的に契約書を作成しない場合において、「請書をその他これに準ずる書面を徴するものとする」としている。当法人ではこれに従い注文請書を作成しているが、名称が「注文受書」となっているものや、印紙が添付されていないものが見受けられた。現在作成のもので契約には問題ないが、標準的な注文請書を作成しておくことが望ましいため、様式の修正を検討していただきたい。

以上